

緑丘中学校 PTA 会則

あ す な ろ



世田谷区立緑丘中学校 PTA

2025年3月 15日改訂版

東京都世田谷区立緑丘中学校 PTA 会則
東京都世田谷区桜上水3丁目19番12号 電話 (3303) 7331番

第1章 名称および事務所

第1条 本会は東京都世田谷区立緑丘中学校PTAと称し、本会の事務所を緑丘中学校内に置く

第2章 目的

第2条 本会は父母と教師と一般社会との協力により生徒の福祉を増進し民主的教育を振興するとともに、会員相互の親和をはかり、かつ教育の向上につとめることを目的とする

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する

第4条 本会および本会の役員はその名において営利的、宗教的、政党的その他本会の本来の活動以外の活動を目的とする団体および事業に関係を持ってはならない

第5条 本会は目的を同じくする他の諸団体および機関と協力する

第6条 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けることはない

第7条 本会は教育活動を援助するため教育関係機関と協議し、またその活動を助けるため意見を具申し参考資料を提供することはできるが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉するものではない

第8条 本会は国および地方公共団体の教育予算の充実のため努力する

第4章 会員

第9条 本会の会員は在学生徒の父母又はそれに代わるもの（以下父母と称す並びに校長、教員（事務職員を含む））とし会員はすべて平等の権利と義務を有する

第5章 活動および委員会

第10条 第2条の目的を達成するために下記の委員会を設け、それぞれの活動を行う

*学年委員会・学年学級PTAの運営

*専門委員会

- (1) イベント委員会・3大行事（体育大会、合唱コンクール、展示発表会）に関すること
- (2) 広報委員会・広報に関すること
- (3) 校外委員会・校内および地域における生活に関すること
- (4) 家庭教育学級委員会・一般教養に関すること
- (5) 地区委員会・地域運営の活動に参加すること
- (6) 選挙管理委員会・次年度の役員および会計監査の選出

第6章 会計

第11条 本会の経費は会費、その他の収入をもって充当する

本会の会費は生徒一家庭あたり月額250円とし会員はこれを納入する

ただし会費変更の必要ある場合は総会において決定する

事情により実行委員会が認めた場合は、会費を減額または免除することができる

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

第13条 会計監査

定例総会において父母から2名、教員から1名の会計監査を選任する
会計監査は会計を監査し定例総会に報告する（その任期は第19条の規定を準用する）

第7章 委員ならびに各種の集会

第14条 各学級は学年委員ならびに専門委員を選出する ただし役員は除く

第15条 委員会

- （1）第10条の各委員会は、各委員および教員で構成する
- （2）全教員はいずれかの委員会に所属する
- （3）委員会は委員長1名（父母） 副委員長2名以上（父母1、教員1）を選出し会長はこれを委嘱する
- （4）委員長は委員会を司会し、委員会は活動計画を立案し実行委員会の承認を得てこれを実施する

第16条 実行委員会

- （1）実行委員会は役員、各委員会の正副委員長、学年委員をもって構成し原則として毎月1回集会を開く

ただし、緊急時や学校行事、活動内容に沿って集会回数を縮小することができる

- （2）実行委員会の任務は次の通りである
 - （イ）各委員会の活動計画の審議承認
 - （ロ）総会に提出する議案、報告書の作成
 - （ハ）役員ならびに会計監査候補者の選出に関する事務
 - （ニ）特別委員会の設置および細則の決定
 - （ホ）補欠委員の承認

第17条 総会

- （1）定例総会は毎年2回年度初めと年度末に開かれる
定例総会においては次の事項を審議決定する

* 年度初めにおいては

- （イ）決算および活動報告
- （ロ）活動方針ならびに予算
- （ハ）役員の就任ならびに会計監査の選任
- （ニ）会則の改正
- （ホ）その他重要な事項

* 年度末においては

- （イ）会計中間報告
- （ロ）委員会活動報告
- （ハ）新役員承認
- （ニ）会則の改正
- （ホ）その他重要な事項

- （2）実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求のある場合、会長は臨時総会を開く

- （3）総会はこの会の最高機関であって全会員をもって構成し、会員の4分の1以上の出席（委任状も含める）をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする

ただし賛否同数の場合は議長がこれを決定する
会則の改正については出席会員の3分の2以上の同意を必要とする

(4) 総会の日時、場所、議題等は少なくとも7日以前に全会員に通告する

第18条 学校長は各種会合へ出席して意見を述べることができる

第8章 役員

第19条 本会の役員は次の通りとする

- (1) 会長 1名 (父母)
- (2) 副会長 3名以上 (父母2以上、教員1)
- (3) 書記 3名 (父母2、教員1)
- (4) 会計 3名 (父母2、教員1)
- (5) 補佐 1名以上3名以内 (父母)

父母の役員の任期は1年とする

第20条 役員の選出は次の通り行なわれる

- (1) 実行委員会は全会員に所定の期間中に立候補の申し出を求める
- (2) 教員の中から選出する役員の候補者は学校側から実行委員会に提出する
- (3) 役員候補者 (自薦、他薦) の審議氏名は全委員で行い、本人の同意を得て定例総会の承認を得る
- (4) 新たに選ばれた役員および会計監査の就任は定例総会において行う
- (5) 副会長・書記・会計に欠員を生じた場合は、実行委員会において補佐から補欠を選出する

補欠役員の任期は前役員任期の残りの期間とする

第21条 本会に顧問を置くことができる

第9章 役員の任務

第22条 役員の任務は次の通りである

- (1) 会長は本会を代表し会務を統轄する
- (2) 副会長は会長の職務を支援し、また事故あるときはその代理を務める
- (3) 書記は会務を処理し総会、実行委員会等の集会について当事者に連絡し、その議事を記録する
また本会が必要とする書類を作成する
- (4) 会計は本会の経理を担当し、定例総会で会計監査の監査を経て中間並びに決算を報告する
- (5) 補佐は会長指示により、各役割の補助・代行を行う。また期中に副会長・書記・会計のいずれかの職務遂行が困難になった場合、補佐から補欠を選出する

第23条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用や管理については細則で定める

第24条 (1) 本会の活動を維持・推進するために第8章19条に定める役員へ特典を提供する特典の内容は、別途細則で定める。

緑丘中学校 P T A 役員・選挙管理委員・会計監査選出細則

- 1 P T A 会則第 16 条および附則 1 により、役員および会計監査の選出について実行委員が本細則を定める
- 2 実行委員会は役員選出事務を本務とする「役員選挙管理委員会（以下「選管」という）を年度当初に設置する
- 3 選管は、選管委員（うち 1 名は学校が定める教員）で構成し、委員長は父母委員の互選で決める
- 4 選管は 12 月中旬までに全会員に「役員推薦用紙」を配布する
会員は自薦推薦を問わず推薦し得る会員（選管は除く）の氏名を記入して提出する
現役員の再選はさまたげない
- 5 選管は前記候補者と交渉し、本人の同意を得て実行委員会に報告する
- 6 選管は総会において選出の経緯を報告し承認を得る
この際、氏名数または指名順位を公表しない
- 7 会計監査候補者は年度末の総会までに選管が選出する
- 8 本会則は平成 10 年 4 月 1 日から実施する

緑丘中学校 PTA 役員特典細則

- 1 PTA 会則 24 条により、役員の特典について PTA 総会にて本細則を定める
- 2 役員向けに学内全行事に優先観覧席を設けることができる
- 3 役員として年間を通じて活動したものは、当該年度の役員の過半数の承認の元、第 2 子以降、本部役員及び委員長職の辞退を可能とする
- 4 役員として年間を通じて活動したものへ通信費等として 10,000 円
(月額 1,000 円。長期休みを除く年間 10 ヶ月分とする)を年度末に支給する。
会長判断により、活動が著しく少なかった役員へは支給しない。
- 5 本細則は本会役員会にて協議・検討し、PTA 総会の決議によって改定することができる
- 6 本細則は令和 4 年 6 月 11 日から実施する

緑丘中学校 P T A 会計会則

1 P T A 会則第 16 条および附則 1 により、会計に関して実行委員会が本細則を定める

2 会費

- (1) 各家庭 12 ヶ月分(月額 250 円)を、年度初めに原則 PTA が指定する金融機関へ一括振込とする。
- (2) 転入家庭においては転入月より月額(250 円)を一括現金納入する
- (3) 転出家庭への会費返却は、在校月数を乗じた額を引いて現金で返却する
ただし返却は会員の自己申請によるものとする

3 予算

- (1) 新年度の役員会は早急に予算原案を作成し、予算委員会の審議を経て実行委員会にかけ、決定した予算案を年度初めの定期総会に提出する
予算案作成にあたって各委員会は初会合となるべく早く開き、新年度の活動計画を積極的に討議する
- (2) 予算委員会は、役員(教員を含む)各学年委員会正副委員長、各専門委員会正副委員長で構成する
- (3) 予算の執行について変更がある場合は実行委員会の承認を得るものとする

4 会計報告

- (1) 会計中間報告は、12月末日までの分について監査を経て、2月の実行委員会および年度末総会で行う
- (2) 決算報告は、翌年度の初めの総会で行う

5 慶弔、涉外、交際、その他これに類することは、次の各号例示に準じるほか慣例を参考とする
前例のないとき等特別な場合は、役員会または実行委員会が協議決定する

(1) 慶事

- (イ) 教職員の結婚 ······ 10,000 円
- (ロ) 教職員の出産 ······ 5,000 円
- (ハ) 教職員、講師の転退職 ······ 記念品等
- (二) 他校、他団体への祝い金等 ······ 5,000 円

(2)弔事

- (イ) 会員、生徒の死亡 ······ 20,000 円
(教職員の場合は、この他に花輪又はそれに替わるもの加える)
- (ロ) 教職員の配偶者、親、子の死亡 ······ 10,000 円
- (ハ) 講師、主事の死亡 ······ 10,000 円

(3) その他

- (イ) 教職員の入院が 2 週間以上におよぶ場合 ··· 3,000 円

6 本細則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する

緑丘中学校 PTA 役員個人情報取扱方法細則

1 <目的>この個人情報取扱方法は、緑丘中学校 PTA(以下「本会」という)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する

2 <指針>本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする

3 <周知>本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する

4 <利用目的> 本会では個人情報を次の目的のために利用する

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

5 <個人情報の取得>本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意においては、PTA 会長宛に書面で提出された次の事項とする

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人 の同意を得るも のとする

6 <同意の取り消し>会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目またはすべての事項・項目について、その同意を取り消すことができる

不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を破棄または削除しな ければならないただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える

7 <管理>個人情報は、本会役員が適正に管理する

不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する

保存期間、破棄については、各役員・各委員会に一任する。

8 <保管>個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管すること

9 <第三者提供の制限>本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

10 <秘密保持義務>本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない

その地位を退いた後も同様とする

11 <情報開示等>本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除をもとめられたときは、法令にそってこれに応じる

12 <漏えい時等の対応>個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する

13 <苦情の処理>本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない

14 本細則は平成 30 年 4 月 1 日から実施する

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる

取扱方法を改定した場合は、細則 3 に定める周知の方法をもって全員へ周知するものとする

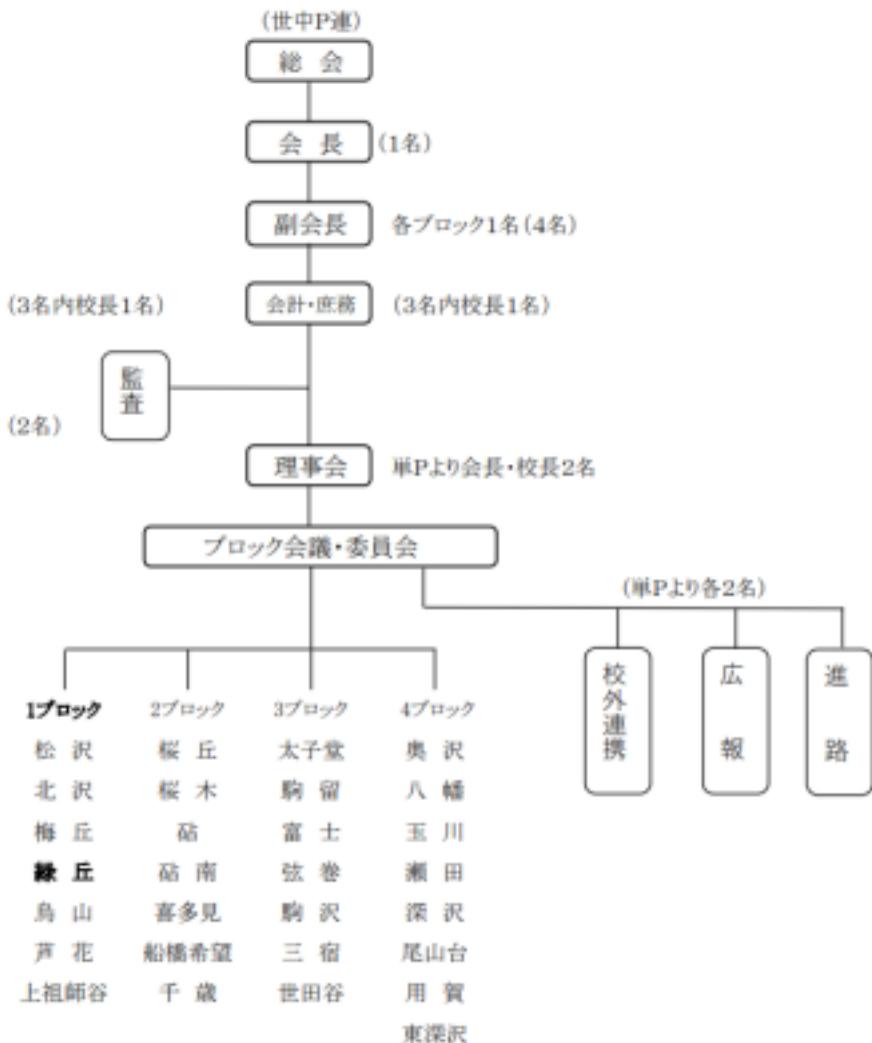
附 則

本会則に従つて別に役員選出、慶弔その他の細則を実行委員会において定めることができる

- (1) この会則は昭和45年4月1日から実施
- (2) 昭和47年1月20日改正実施する
- (3) 昭和49年3月7日改正実施する
- (4) 昭和58年3月12日一部改正実施する
(厚生委員会・給食委員会合併の件、校外委員会設置の件)
- (5) 昭和59年1月28日一部改正実施する
(地域班、委任状の設置の件)
- (6) 平成元年3月11日一部改正実施する
(文化委員会・厚生委員会合併の件、学年委員を2名にする件)
- (7) 平成4年3月11日一部改正実施する
(校外委員会選出方法の件) ····· 7章14条
- (8) 平成7年5月20日一部改正実施する
(家庭教育学級委員会設置の件) ··· 7章14条
- (9) 平成9年12月8日一部改正実施する
(副会長人数変更の件) ····· 8章19条
- (10) 平成18年1月26日一部改正実施する
(地区委員会設置の件)
- (11) 平成22年3月12日一部改正実施する
(PTA会費改正の件) ····· 6章11条
- (12) 平成27年3月11日一部改正実施する
(副会長人数変更の件) ····· 8章19条
- (13) 平成28年3月一部改正実施する
(会計会則変更の件)
- (14) 平成29年3月一部改正実施する
(副会長人数変更の件) ····· 8章19条
- (15) 平成30年3月2日一部改正実施する
(名称及び事務所設立の件) ····· 1章1条
- (16) 平成30年3月2日一部改正実施する
(個人情報取扱方法細則設置の件) ····· 9章23条
- (17) 令和3年3月15日一部改正実施する
(役員補佐新設の件) ····· 8章第19条、第20条、9章22条
(緑丘中学校PTA役員特典細則の件) ····· 9章24条
(会計会則変更の件)
(緑丘中学校PTA役員特典細則新設の件)
- (18) 令和3年6月15日一部改正実施する
(実行委員会の集会回数の縮小の件) ····· 7章16条
- (19) 令和4年6月11日一部改正実施する
(役員特典細則4の変更) ····· 緑丘中学校PTA役員特典細則
- (20) 令和6年3月7日一部改正実施する
(会計会則変更の件) ····· 会計会則2.会費(1)

【参考資料】本会が所属する団体について

世田谷区立中学校PTA連合協議会



世中P連の目的および事業

- * 本会は世田谷区立中学校PTAの協力により、教育の健全な発展充実に寄与することを目的とする(会則第二章第3条)
- * 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う
 1. 中学校相互間の連絡を密にし、共通の目的達成のための諸活動
 2. 教育行政および財務について調査・研究ならびに要望
 3. 各PTAおよび教育機関ならびに関係団体との連絡協調(会則第二章第4条)
- * 本会は世田谷区立中学校単位PTAをもって構成する(会則第三章第5条)